

## ごみ袋の使用に関する注意点

問い合わせ まちづくり推進課生活環境係  
☎ 22-2279

市では、広島中央環境衛生組合と連携して、ごみの減量及び資源化の促進と環境負荷の軽減を図っています。平成29年1月から実施する「家庭ごみの指定ごみ袋制度」について、市内公民館で順次説明会を実施していますが、ごみ袋の使用については次の点にご注意ください。

### 【指定ごみ袋制度の概要】

#### ●指定ごみ袋の種類及び販売価格

販売開始時期	平成28年12月
指定ごみ袋の色と種類	赤色 もやせる物 青色 もやせない物・リサイクルする物・有害ごみ
指定ごみ袋の大きさ(容量)と販売価格(10枚1セット)	10ℓ : 40円、20ℓ : 70円、40ℓ : 100円(税込)

#### ●販売店舗

現在募集中です。11月の広報で販売店をお知らせします。

#### ●実施時期

(試行期間) 12月 ※透明な袋で出されたごみも収集します。

(実施時期) 平成29年1月から ※指定ごみ袋以外の袋で出されたごみは収集しません。



### 【注意点】

①平成29年1月以降は、現在お使いのごみ袋は使用することができません。お持ちのごみ袋は12月までに使い切るようにしましょう。

なお、平成29年1月以降も指定ごみ袋の内袋や雨天時に資源物を出す際に、ひもで十字にしばった衣類、布切れ、毛布が濡れるのを防ぐため、それらを包む袋としての利用や地域清掃などの際のごみ袋として使うことができます。

②平成29年1月以降は、スーパー等のレジ袋もごみ袋としては使用することができなくなります。自然環境を守るため、レジ袋の受け取りを断り、エコバッグを持参するようにしましょう。

ごみ処理による環境への負荷を軽減するため、市民一人ひとりがごみの減量と資源化の推進に取り組みましょう。

## 自殺予防週間

9月10日(土)～16日(金)

### かけがえのない命を大切に

県内の自殺者数は、543人(平成26年)で、平成21年以降はおおむね減少傾向にありますが、依然として高い水準で推移しています。また、40歳以上の中高年層は平成22年から減少傾向が続いていますが、40歳未満の若年層は小幅な減少にとどまっています。

市では、平成21年10月から、「いのちのホットライン竹原」を開設しており、年間200件を超える相談が寄せられています。

一人で悩むより、まずは相談を。

問い合わせ

保健センター ☎ 22-7157



### いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

話を聞いてほしいと思ったら、いつでも電話してください。名前を告げる必要はありません。お会いして、お話を聞かせていただくこともできます。

開設時間 毎日9時～18時

※9/18(日)は休館します。

開設場所 NPO法人ふれあい館ひろしま  
(竹原市中央2丁目4-3)

### 私たちにできること

あなたの身近に、悩みを抱えてつらい思いをしている人はいませんか？

自殺を考えている人は、悩みを抱えながらもサインを発しています。身近な人が気づき、声をかけ、必要な支援につなげることで、かけがえのない命を守りましょう。

## 税金は期限内に納付しましょう

問い合わせ

税務課 ☎ 22-7732

### 税金の種類

- 国に納める税金…消費税・所得税・法人税・相続税・贈与税・酒税など
- 県に納める税金…県民税（個人・法人など）・事業税（個人・法人）・不動産取得税・自動車税など
- 市に納める税金…市民税（個人・法人）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など

### 税金を期限内に納めないと…

#### 延滞税（延滞金）がかかります

納期限までに完納されない場合、原則として法定納期限の翌日から完納するまでの日数に応じて計算した延滞税（延滞金）を納付しなければなりません。

##### ●国税（延滞税）

納期限の翌日から2か月は2.8%、以降9.1%（※1）

##### ●県・市税（延滞金）

納期限の翌日から1か月は2.8%、以降9.1%（※1）

※1 延滞税・延滞金の率は、毎年変動します。

#### 納税証明書が発行されない場合があります

##### ●国税

期限内に納付していない場合、「未納の税額がないこと」を証明する納税証明書（※2のうち③）は、発行できません。

※2 納税証明書は、次の4種類あります。

- ①納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明
- ②所得全額の証明
- ③未納の税額がないことの証明
- ④滞納処分を受けたことがないことの証明

##### ●県・市税

滞納のない証明は発行できません。

#### 滞納処分を受ける場合があります

督促状が送付されてもなお納付されない場合には、財産の差押えなど、法律に定められた強制的な徴収手続を行うこととなります。

#### 納税の緩和制度

災害や病気などによって、一度に納付することができない人のために、納税の緩和制度がありますので、税務署や市役所等にご相談ください。

### 納税についての相談

随時相談を受け付けていますので、徴収担当者までお問い合わせください。

#### 問い合わせ

【国税】竹原税務署 ☎ 22-0506（直通）

【県税】西部県税事務所東広島分室 ☎ 082-422-6911（代表）

【市税】税務課収納係 ☎ 22-7732

### 家屋の新築・増築・取り壊しなどをした人へ

平成28年1月2日から平成29年1月1日の間に家屋を新築・増築した場合、平成29年度から固定資産税が課税されます。税務課職員（固定資産評価補助員証を提示します。）が、評価額算出のため調査に伺いますので、ご協力ください。

なお、都合のよい日時（土・日・祝日を除く）がありましたら、事前にご連絡ください。また、家屋を取り壊された場合や、土地・家屋の利用状況に変更があった場合、法務局の建物登記簿に登記されていない家屋（未登記家屋）を所有権移転（売買・相続・贈与等）した場合には、その旨を届け出てください。

問い合わせ 税務課資産税係 ☎ 22-7732

### 税金に関する 休日及び夜間窓口を開設

市税納税相談のため、休日及び夜間窓口を開設します。

何らかの事情で納税が難しい場合は相談を受け付けますので、ご利用ください。

#### 日時

【休日】 9月11日（日）  
9時～17時

【夜間】 9月14日（水）、28日（水）  
17時15分～20時

なお、上記以外の平日の夜間も、事前に連絡をいただければ、納税に関する相談を受け付けますので、ご利用ください。

場所 税務課（市役所本庁舎1階）

問い合わせ 税務課収納係

☎ 22-7732



## 平成 28 年度公募型補助金対象事業が 決定しました！

問い合わせ まちづくり推進課協働推進係  
☎ 2 2 - 2 2 7 9

市民活動団体のみなさんの発想や特性を活かした公益的な活動を応援することを主な目的として、広報 3 月号で募集した平成 28 年度公募型補助金対象事業について、審査の結果 1 件の事業を採択しましたのでお知らせします。

### 事業名

「おなし名水」を中心とした地域活性化事業 第 2 期

### 団体名

「おなし名水」活性化協議会

### 交付決定額

150,000 円（補助率 1 / 2）



### 目的

「おなし名水」を利用する人が容易に汲む事ができるような安全な足場と水汲み場を作り、名水周辺を保全管理しやすいよう整備し、コミュニティの場づくりと地域振興を図った第 1 期に続き、継続事業として、「おなし名水」を亀山神社と縁のある神聖な水として P R し、更なる地域振興を図る。

### 事業内容

「おなし名水」神話にまつわる紙芝居等を作製し、後世に伝承する等。

## ご利用ください 空き家バンク

HP [http://www.city.takehara.lg.jp/sangyou/kankou/kankou/jyutaku\\_info.html](http://www.city.takehara.lg.jp/sangyou/kankou/kankou/jyutaku_info.html)



市は、田舎暮らし希望者の増加を見込んだ、移住・定住対策の一環として「空き家バンク制度」を推進しています。

この制度は、登録の申し込みのあった空き家情報を市のホームページなどで紹介して、空き家を購入したい人や借りたい人に情報を提供する制度です。市内の空き家を有効活用して、定住促進による地域活性化を目指しています。

賃貸借や売買が可能な空き家をお持ちの人や、市内への定住を希望する人の空き家バンクへの登録をお待ちしています。

### 申し込み・問い合わせ

産業振興課調整係

☎ 2 2 - 7 7 4 5

## 地方創生に向けて 古民家活用交流事業に助成します

国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、それぞれの地域が特性を活かして、将来にわたって活力ある社会を実現する「地方創生」を進めています。市においても、地方創生に向け様々な取組を進めており、その一環として市内観光地の回遊性向上、古民家を活用した交流スペースの整備を目的として、次の事業に助成を行います。

### 古民家活用交流事業

#### 補助対象者

異文化交流事業を行おうとする建物の所有者・賃借人（営利を主たる目的とする場合は除く。）

※他にも条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

補助率・補助上限 4 / 5 上限 50 万円

#### 助成対象経費

修繕費・木材など改修に使用する原材料費・交流スペースを確保するために家具等を移動させる引越費・清掃費・交流事業を行う講師等への謝礼・交流事業経費

申請期限 10 月 14 日（金）

問い合わせ 産業振興課商工振興係・観光振興係

☎ 2 2 - 7 7 4 5



## 9月10日は下水道の日

### 「下水道 水がいからの 守り神」

汚れた水は、下水道管を通り下水処理場に運ばれて、きれいな水に生まれ変わります。快適な生活環境を確保するために大きな役割を担っている下水道は、普段目に触れる機会がありませんが、私たちの快適な生活を支える下水道について考えてみましょう。

#### 公共下水道接続のお願い

下水道が整備されると、私たちが日常生活で使った水やし尿は、「汚水」として下水道管に流れ、下水処理場に集められて浄化されます。そして、海に戻されます。

トイレを水洗化するなど、日常生活で発生する排水を公共下水道に流すことにより、水路等の蚊やハエなどの発生を防ぎ、伝染病を予防し、清潔で快適な生活環境が確保されます。

都市の環境衛生に欠かすことのできない公共下水道施設は、ご利用いただいて初めてその価値が発揮できますので、下水道が整備された区域の人は一日も早い接続をお願いします。

#### 下水道を正しく使いましょう

油や薬品等を下水に流すと、処理場で水をきれいにする微生物の働きが妨げられてしまいます。

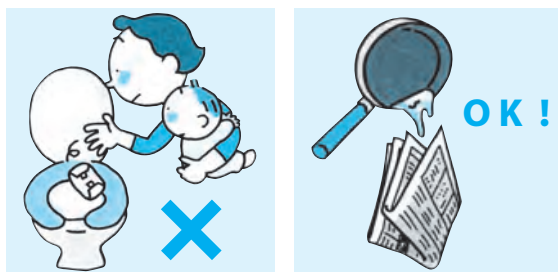
また、下水に流したものはすべて処理場に流れ着きますが、最近は、水に溶けない不織布(紙おむつやウェットティッシュ等)が多くみられ処分に困っています。

「少しくらいなら…」と軽い気持ちで流してしまうと、下水道管や処理施設を詰まらせたり、傷めたりする原因となります。

一人ひとりが下水道を大切に利用していただくようお願いします。

#### 問い合わせ

下水道課庶務係 ☎ 2 2 - 7 7 5 1



## 9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間 看板や広告塔などの「屋外広告物」 の表示・設置は許可が必要です

看板や広告塔などの屋外広告物を表示・設置するときは、広告物の大きさによって市の許可が必要となります。許可を受けずに屋外広告物を設置していると、違反広告物となり、撤去されることもありますので、速やかに申請してください。

申請方法や手数料の金額等、詳しくはお問い合わせください。

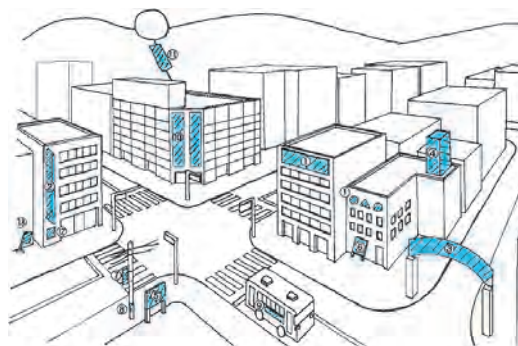
○手数料 広告物の種類・面積に応じた金額

○許可期間 1年以内

※期間満了後も引き続き掲示する場合は、再度申請してください。

※設置場所や広告物の種類・大きさなどによっては、許可できない場合もあります。

※申請用紙は、市のホームページからダウンロードできます。



#### 屋外広告物の例

- ①壁面広告
- ②突出し看板
- ③アーチ看板
- ④屋上広告塔
- ⑤掲示板
- ⑥立看板
- ⑦電柱広告(添加)
- ⑧電柱広告(巻き付け)
- ⑨バス広告
- ⑩懸垂幕
- ⑪気球広告
- ⑫張り紙
- ⑬のぼり旗

#### 問い合わせ

都市整備課都市計画係 ☎ 2 2 - 7 7 4 9

## 「マイナンバーカード受け取り」 休日開庁のご案内

マイナンバーカード(個人番号カード)・通知カードの受け取りのため、次の休日を開庁しますので、平日に来られない人はご利用ください。

開庁日 9月11日(日)

受付時間 9時～12時

受付場所 市民課市民係窓口

※マイナンバーカード・通知カードの受け取り以外の業務はお受けできませんのでご了承ください。

問い合わせ 市民課市民係 ☎ 2 2 - 7 7 3 4